

社会福祉法人依田窪福祉会
小規模多機能型居宅介護大門の家 運営規程
(指定小規模多機能型居宅介護及び
指定介護予防小規模多機能型居宅介護)

制定:平成 25 年 4 月 1 日
最終改定:令和 8 年 4 月 1 日

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人依田窪福祉会が開設する依田窪福祉会指定介護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定小規模多機能型居宅介護事業及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者(以下「介護支援専門員等」という。)が要介護状態(介護予防小規模多機能型居宅介護にあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定小規模多機能型居宅介護の提供にあつては、事業所の介護支援専門員等は、要介護者となった利用者が可能な限り住み慣れた地域での居宅において自立した生活を営むことができるよう、心身の特性を踏まえて、通いサービスを中心として、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせて、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあつては、事業所の介護支援専門員等は、要支援者状態となった利用者が可能な限り住み慣れた地域での居宅において自立した生活を営むことができるよう、心身の特性を踏まえて、通いサービスを中心として、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせて、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。
- 3 事業の実施にあつては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業所は、入所者の人権擁護、虐待防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の質的向上を図るため、研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備する。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業は、社会福祉法人依田窪福祉会が事業者となり、事業所は小県郡長和町に置く。事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 小規模多機能型居宅介護 大門の家
- (2) 所在地 長野県小県郡長和町大門1531番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。なお、職員間において常に協力体制の下、職務を行うものとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤・介護従事者と兼務)
管理者は事業所と職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の実施に関し、尊重すべき事項について指揮命令を行う。
- (2) 介護支援専門員 1名以上(常勤・兼務)
介護支援専門員は登録者にかかる居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たるとともに、自らも指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたる。
- (3) 介護職員(常勤・非常勤・兼務)
日中 通いサービス利用者3名に対して1名以上
訪問サービスを行うために1名以上
夜間 宿泊サービス利用者に対して1名以上
介護職員のうち1名以上は看護師又は准看護師とする。
介護職員は、指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたる。
看護師又は准看護師は、登録者の健康状態を把握し、関係機関との連携を行なうとともに、自らも指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休
- (2) 営業時間 ア 通いサービス 午前9時から午後4時まで
イ 宿泊サービス 午後4時から午前9時まで
ウ 訪問サービス 24時間

(登録定員及び利用定員)

第6条 事業所における登録定員及び利用定員は次の通りとする。

- (1) 登録者 29名
- (2) 通いサービス 18名
- (3) 宿泊サービス 9名

(居宅サービス計画等の作成)

第7条 事業所の介護支援専門員は、指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供の開始に当たり、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画を作成する。

2 指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の

提供にあたっては、以下の点に留意して行う。

- (1) 地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、次条第1項に掲げるサービスを柔軟に組み合わせることとする。
- (2) 利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用者が望む生活を営むことが出来る為の支援を行う。
- (3) 通いサービスではそれぞれが役割を持って、家庭的な環境の下で過ごすことができるよう配慮する。
- (4) 小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこととする。
- (5) 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供することとする。

(指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料金等)

第8条 指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の内容は次のとおりとする。指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。

- (1) 通いサービス 事業所において食事や入浴、排せつ等の日常生活の世話や機能訓練を行う。
- (2) 宿泊サービス 事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
- (3) 訪問サービス 利用者の居宅において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。

2 登録定員の範囲内において、短期利用居宅介護を提供するものとする。

- (1) 利用者の状態や家族等の事情により指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に利用することが必要と認めた場合にサービスを提供する。
- (2) 利用の開始に当たって、あらかじめ7日以内(利用者の日常生活上の世話を行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は 14日以内)の利用期間を定めるものとする。
- (3) 短期利用居宅介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が 小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供する。

3 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護に要した交通費はその実費を徴収する。なお自動車を使用した場合の交通費は、下記の通りとする。

実施地域を越える場合の片道	交通費
1km当たり	30円

4 前3項のほか、利用に応じて次の料金を徴収する。

- (1) 食事の提供に要する費用(1食当たり)

- 朝食 400円
昼食 770円(おやつ代70円含む)
夕食 430円
(2) 宿泊代 1泊につき2,500円(光熱費含)
(3) おむつ代 実費
(4) 前各号に掲げるものの他、指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、その利用者に負担させることが適当と認められる費用は、実費を徴収する。
(5) 複写物を交付する場合は、実費を徴収する。
5 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、そのサービス内容及び費用について説明を行い、利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、小県郡長和町とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者に対し適切な事業を提供するために、食堂、居室等の事業所内の各設備について、利用に際しての注意事項を明記する。

(サービス提供にあたっての方針)

第11条 サービスの提供にあたっては、小規模多機能型居宅介護計画を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行う。なお小規模多機能型居宅介護計画については、その原案について利用者及びその家族に対して十分な説明を行い、同意を得るものとする。

2 災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、利用者の定員をこえて利用させない。

(緊急時における対応方法)

第12条 介護支援専門員等は、指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供中に、利用者の心身の状態が急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医と家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。また主治医との連絡が困難な場合は緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2 指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に伴い、事業所の責めに帰すべき事由より賠償すべき事項が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、非常災害に際しての必要な具体的計画を策定するとともに利用者等の避難救出訓練の実施等、万全の対策を期することとする。

- 2 消防法第8条に規定する防火管理者には事業所管理者をあてる。防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - (1) 防火教育及び消防訓練(消火・通報・避難)……年2回以上
 - (2) 非常災害用設備の使用法の徹底……………随時
- 3 前項に規定する訓練の実施には、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(事業継続計画)

第14条 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画(以下「事業継続計画」という。)を策定し、必要な措置を次のとおり講ずる。

- (1) 従業者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を行う。
- (2) 定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 管理者は、高齢者虐待防止法(平成17年法律第124号)第20条に則り、サービス提供を受ける利用者からの、苦情の処理の体制の整備と、職員による虐待の発生又はその再発を防止するため以下を講じる。

- (1) 虐待防止のための指針を整備する。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を設置し定期的に開催するとともに、その結果について介護職員及びその他の従業者に周知を図る。また、指針に基づいた研修計画を作成し、従業者に対し虐待防止のための研修を行う。
- (3) 前2項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じ、速やかにこれを市町村に報告する。

(身体的拘束等の禁止)

第16条 施設はサービス提供にあたっては、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為(車椅子やベッドに四肢あるいは上肢を縛る、ミトン型の手袋をつける、腰ベルトや Y 字型抑制帯をつける、つなぎ服等の介護衣を着せる、車椅子テーブルをつける、ベッド柵を4本つける、居室の外から鍵をかける、向精神薬を過度に使用する)は行わない。(詳細は契約書参照)また、緊急やむを得ない身体的拘束を行う場合には、その内容、目的、理由、拘束の時間等を記載した説明書、経過観察、検討記録などの記録の整備や適正な手続きにより行う。

2 施設は身体的拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を設置し定期的(3か月に1回以上)に開催するとともに、その結果について介護職員及びその他の従業員に周知を図る。また、指針に基づいた研修計画を作成し、従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を行う。

(3) 2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(衛生管理)

第17条 入居者の使用する施設、備品、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、医薬品及び医療機器の管理も適正に行う。

2 施設は感染症の発生や感染症が蔓延しないよう、必要な措置を次のとおり講じる。

(1) 感染症・食中毒予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(2) 感染症対策委員会を設置し定期的を開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。また、指針に基づいた研修計画を作成し、従業者に対し感染症・食中毒予防及びまん延の予防のための研修及び訓練を行う。

(3) 前2項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(苦情対応)

第18条 事業所は、提供した指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関する利用者及びそのご家族からの意見、要望、また苦情に対し迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、提供した指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関して、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員から質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(カスタマーハラスメント、セクシャルハラスメントへの対応)

第19条 事業所は、利用者又はその家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超える要求又は言動により、従業者の就業環境を害する恐れのある行為(以下、カスタマーハラスメントという。)、また、性的な言葉や行為、性的な意図を持つ言動(以下、セクシュアルハラスメントという。)について、従業者の安全及び尊厳を確保し、適切な介護サービスを継続的に提供するため、組織として必要な対応を行うものとする。

2 前項に定めるカスタマーハラスメントには、次に掲げる行為を含むものとする。

(1) 従業者をたたいたり物を投げたり等の暴力的行為

(2) 暴言、威圧的な言動、人格を否定する発言

(3) 範囲外のサービスの強要や長時間にわたる叱責、理不尽な苦情の申し出

(4) 援助中の従業者の写真や動画撮影、録音等を行うこと。また、それをSNS等に掲載すること

3 前項に定めるセクシュアルハラスメントには次に掲げる行為を含むものとする

- る。
- (1) 性的な話をしたり卑猥な言動をしたりする
 - (2) 不必要に介護員の身体を触る、手を握るなどの行為
 - 4 事業所は、従業者が安心して相談できる窓口やマニュアル等の整備、職員研修等の必要な措置を講じる。
 - 5 ハラスメントが継続し、または著しく悪質であると認められる場合には、サービス提供の見直しその他必要な措置について、利用者、その家族、関係者等と協議を行うことがある。

(個人情報保護)

- 第20条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
 - 3 従業者は、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持する義務を負う。
 - 4 従業者であった者は、従業者でなくなった後においても、引き続き前項に規定する義務を負う。

(運営推進会議)

- 第21条 事業所の行う指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。
- 2 運営推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者及び小規模多機能型居宅介護についての知見を有する者とする。
 - 3 運営推進会議の開催はおおむね2月に1回以上とする。
 - 4 運営推進会議は通いサービス、宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

(地域との連携等)

- 第22条 施設はその運営にあたっては、地域住民又はその自発的活動等との連携及び協力を行う等の、地域との交流を図るものとする。
- 2 施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する、入居者又は家族からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業、また、市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(その他運営についての重要事項)

- 第23条 事業所は、介護支援専門員等の資質向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年2～3回
- 2 事業所は、指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型

居宅介護に関する諸記録を整備し、その完結の日から最低2年間(苦情事故・身体拘束等に関する記録は5年間)は保存するものとする。

- 3 施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就労環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 事業所における、あらゆるハラスメントを防止するための措置を講じ、健全な職場環境とする。
- 5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人依田窪福社会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年 3月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8年 4月 1日から施行する。